

# 宮城県造形教育作品展

## (改訂) 開催要項

### 1 趣旨

幼児・児童・生徒の造形的創造活動を盛んにし、豊かな表現力を養うとともに、本県造形教育の充実振興を図る。

今年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大にともなう臨時休業期間が設定されたことを受け、出品作品の規定を一部変更して実施する。また、開催方法を工夫する等、感染防止対策を十分に講じながら行う展覧会とする。

### 2 主催

宮城県連合小学校教育研究会 宮城県連合中学校教育研究会美術部会  
宮城県公立幼稚園協議会 宮城県私立幼稚園連合会 宮城県特別支援学校長会  
宮城県特別支援学級設置学校長協議会 宮城県連合小学校教育研究会特別支援教育部会  
宮城県連合中学校教育研究会特別支援教育部会

### 3 共催

宮城県教育委員会

### 4 期日

令和2年11月19日(木)～11月23日(月) 5日間  
9:30～17:00 (会場が美術館の場合) 観覧人数の制限や消毒等に配慮して実施。

### 5 会場(変更点)

(本展) 宮城県美術館(県民ギャラリー)  
仙台市青葉区川内元支倉34-1 電話022-221-2111

(Web展) 宮城県造形教育連盟ホームページ内(グーグルサイトにリンクする)

※ 現時点での美術館での開催は可能であるが、今後、新型コロナウイルスの感染拡大によって、美術館での開催が難しくなる場合が考えられることから、今年度は本展とWeb展を同時に開催することとする。美術館での開催ができるかどうかの判断は、作品搬入の2週間前：11月4日(水)に行い、宮城県造形教育連盟HPと北仙台中学校HPに公表する。

### 6 応募資格

宮城県内の幼稚園、小学校及び中学校並びに特別支援学校に在園、在学する幼児・児童・生徒とする。

### 7 出品点数

- (1) 幼稚園 1園 1点  
(2) 小学校 1校 3点以内  
(3) 中学校 1校 3点以内

・中学校1校3点の場合、すべて同学年の作品とはしないこと。  
・1校1点は原則として出品したい。ただし、各地区の状況に配慮する。

※ 小・中学校の作品は、同一学年に偏らないように配慮すること。

※ 各地区・校種ごとの審査において、割り当ての作品数を超えないよう配慮すること。

### 8 搬入・展示(回収)・搬出(変更点)

(1) 搬入…今回は、業者がWeb展に向けて写真を撮影するため、搬入先を主幹となる担当校園とする。

#### ① 10月6日(火) 幼稚園、小学校、特別支援学校・学級

ア 搬入時間 14:00～16:00まで

イ 搬入先 校種ごとの担当校園(詳細は別紙「開催までのスケジュール」を参照)。  
ただし、特別支援学級は北仙台中学校、私立幼稚園は連合会ビルに搬入。

ウ 持参物 ・作品名簿(目録)紙媒体(データは主幹校園事務局に送付しておく)。  
・作品名簿順に重ね、梱包した作品。

エ 立体作品 写真データ…自校で写真撮影し、データをCD等に保存して持参すること。  
実物の立体作品は、展示日の11月18日(水)に美術館に持参  
地区毎に賞状を受け取り、各校に配付。

オ 賞状

#### ② 10月16日(金) 中学校

ア 搬入時間 13:30(中央審査に持ち込み)中央審査…13:30～16:00

イ 搬入先 北仙台中学校

ウ 持参物 ・作品名簿(目録)紙媒体(データは主幹校園事務局に送付しておく)。  
・作品名簿順に重ね、梱包した作品。

エ 賞状 審査結果に基づいて地区毎に賞状を受け取り、各校に配付。

(2) 展示（回収）… 11月18日（水）

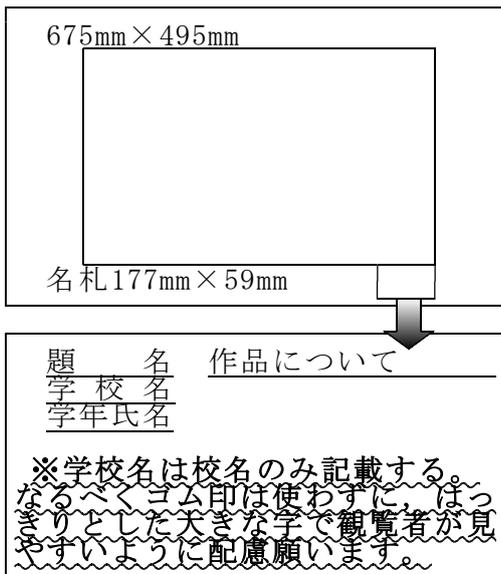
- ア 展示時間 13:30～16:45
- イ 展示場所 宮城県美術館（県民ギャラリー）
- ウ 作品搬入 主幹となる担当校園が時間前までに作品を搬入。
- エ 展示作業 各校園の地区の代表が集まり、展示作業を行う。
- オ（回収） **美術館で開催できない場合は、この日の同じ時間に担当校園の搬入先に作品を回収に行くことにする。**
- カ 作品集 中学校の作品集の受け取りは展示作業終了後に行う。美術館で開催できない時には、北仙台中学校で作品回収の時に配付する。代金を持参。
- キ 駐車場 搬入・搬出ともに、美術館北側の第2駐車場（県民ギャラリー搬入口）

(3) 搬出… 11月24日（火）

- ア 搬出時間 9:30～10:30
- イ 搬出作業 各校園の地区の代表が集まり、撤収・搬出作業を行う。
- ウ 留意事項 美術館で開催できない場合、この作業はなくなる。
- エ 駐車場 搬入・搬出ともに、美術館北側の第2駐車場（県民ギャラリー搬入口）

9 作品について

- (1) 平面作品（絵画、デザイン等）を主とするが、パネルに展示できる範囲で多少厚みのある作品も可（破損の恐れのあるもの、重ねて搬送できないものは不可）。
- (2) 各園、各学校の年間指導計画に基づいて、授業時間に作られた作品であること。ただし、今年度は、図工・美術の課題として家庭でつくられた作品でも可とする。
- (3) 規定の台紙及び名札を使用すること。
- (4) 作品の大きさは四ツ切までとするが、それより小さい場合は、四ツ切大の色つき台紙を用いるなどの工夫をすること。不定形な作品も台紙に美的に貼ること。また、四ツ切をはみ出して台紙にかかる表現や台紙からはみ出す表現は行わないように配慮すること。
- (5) 台紙に貼る際は、作品の上下に十分注意すること。
- (6) 中学校において、模写作品は「特選」の対象にしない。
- (7) 小・中学校の立体作品展示は行わない。



《台紙・名札の規定》  
◎ 台紙は白ボール紙(675mm×495mm)  
◎ 名札(177mm×59mm)の書き方

- ・ 「学校名」は校名（園名）のみ  
（例）仙台市立北仙台中学校
- ・ 「学年」は算用数字
- ・ 「作品について」は作者が『どんな気持ちでつくったのか』『どんな気持ちを表そうとしたのか』などの子供の思いが感じられるようにすること。（指導者の講評ではないこと）
- ・ 「氏名」は、幼稚園や小学校の低学年において、「かな」だけで書いた場合は鉛筆等で小さく正式な書き方を示しておくこと。
- ・ 読みの難しい漢字書きの氏名には、「ふりがな」をつけること。
- ・ 「立体作品」は、名札が外れないようにすること。

10 審査と表彰

(1) 地区審査

各研究会長を審査委員長とし、各校の代表者及び担当指導主事等で地区審査を行い、中央出品作品を選ぶ（幼稚園及び小学校は、全出品作品を入選とし特選は設けない。なお、中央への出品点数を厳守すること）。

(2) 中央審査（中学校のみ） 10月16（金）13:30～

各地区の作品を[仙台市立北仙台中学校武道館]へ持参し、主催者において委嘱する審査員（各地区の幹事）で審査を行う。審査は「題名や作品について（作者の主題）が造形的な工夫を通してよく表現されているか」を評価規準として、相対的・客観的・総合的に評価する。

(3) 表 彰

- ① 幼稚園及び小学校においては、全展示作品を「入選」とし、全員に賞状を授与する。
- ② 中学校においては、出品作品のうち「特選」及び「入選」を設ける。なお、特選は60点以内とし、特選を除く全展示作品を入選とし、全員に賞状を授与する。
- ③ 模写作品は入選までとし、特選の審査は行わない。

11 その他

(1) 平成30年度より出品者名簿を来場者に配布しない。（個人情報保護の観点から）

(2) 県立特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級児童生徒の出品作品の取扱いは、各地区の特別支援教育部会が担当する。